

平成27年 第4回臨時会

大 樹 町 議 会 会 議 録

平成27年 7月13日 開会

平成27年 7月13日 閉会

大 樹 町 議 会

平成27年第4回大樹町議会臨時会会議録（第1号）

平成27年7月13日（月曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第63号 大樹町学童保育所条例の一部改正について
- 第 6 議案第64号 平成27年度大樹町一般会計補正予算（第3号）について
- 第 7 議案第65号 旧尾田中学校改修工事及び外構工事請負契約の締結について
- 第 8 議案第66号 財産の取得について

○出席議員（12名）

1番 船戸健二	2番 齊藤徹	3番 杉森俊行
4番 松本敏光	5番 西田輝樹	6番 菅敏範
7番 高橋英昭	8番 安田清之	9番 志民和義
10番 阿部良富	11番 柚原千秋	12番 鈴木千秋

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	酒森正人	副 町 長	布目幹雄
総務課長	松木義行	企画課長兼 商工観光課長兼 地場産品研究セン ター 一 所 長	黒川 豊
町民課長兼 税務課長	林 英也	保健福祉課長	村田 修
農林水産課長兼 町営牧場長	瀬尾裕信	建設課長	小森 力

水道課長兼 大樹下水終末 処理場長	鈴木敏明	会計管理者兼 出納課長	高橋教一
病院事務長	伊勢徹則	老人ホーム所長 兼老人デイサービス センター所長	瀬尾さとみ
教育長	浅井真介	学校教育課長兼学校 給食センター所長	吉岡信弘
社会教育課長兼 図書館長	角倉和博	農業委員会事務局長	森博之
代表監査委員	澤尾廣美		

○本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	山下次男	係長	鎌塚喜代美
------	------	----	-------

◎開会の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより、平成27年第4回大樹町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

2番 齊藤 徹 君

3番 杉森 俊行 君

4番 松本 敏光 君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員長安田清之君。

○安田清之議会運営委員長

議会運営委員会報告をいたします。

本日、午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程及び会期等について協議いたしましたので、報告を申し上げます。

本臨時会への提出案件は、条例の一部改正1件、補正予算1件、請負契約の締結1件、財産の所得1件であります。

よって、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日1日といたしました。

以上、委員会での協議結果を報告申し上げましたが、本臨時会の議事が円滑に行われるよう、よろしく願いをいたします。

○議長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議 長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決しました。

◎日程第4 行政報告

○議 長

日程第4 行政報告を行います。

酒森町長。

○酒森町長

それでは、平成27年6月9日開会の第2回町議会定例会以降の行政の主なものについてご報告を申し上げます。

1番目の要望・要請についてですが、高規格幹線道路帯広・広尾自動車道早期建設促進期成会の一員として、北海道横断自動車道十勝地区早期建設促進期成会と合同で、十勝の道路整備について地元選出国會議員及び関係省庁に要望をしております。

また、航空宇宙関係では、鈴木議長とともに、地元選出国會議員や関係省庁、関係機関にも要請を行っております。

2番目の勲記の伝達についてですが、拓北の吉田昭夫氏が町議会議員としてのご功績により、4月1日に旭日単光章の受賞を発令され、6月16日に十勝総合振興局副局長より勲記の伝達がありました。

私も長年のご功績に対しまして、お祝いを申し上げたところでもあります。

3番目の航空宇宙関連ですが、有人飛行船の見学会のほか、インターステラテクノロジズ社によるロケット実験、JAXAによる無人機の飛行試験が行われております。

4番目の農作物の生育状況についてですが、6ページに別紙をつけております。7月1日現在の状況であります。作況については引き続き良好に推移をしているところでもあります。

ただ、この今日、明日に期待しておりました降雨については大きなものは望めないということの状況でもありますので、水分不足が心配をされる場所でもあります。

5番目の財産の処分についてですが、旧尾田小学校教員住宅23号を尾田の細谷行洋氏に200万3,000円で売却いたしました。

内訳といたしましては、土地は坪単価2,400円弱で約32万円、建物が164万円、分筆測量費用が約5万円で、今年の6月19日に契約を締結しております。

6番目の委員の委嘱についてですが、任期満了により都市計画審議会の委員を記載のとおりご委嘱を申し上げます。

7番目の地域おこし協力隊の委嘱についてですが、町内外の交流拡大や町の情報発信の強化に取り組んでいただくため、新たに1名の方を採用しております。

内容については、後ほどご覧をいただきたいと思います。

8番目の入札執行関係ですが、指名競争入札により工事請負契約を14件、業務委託契約を7件、物品購入契約を1件、それぞれ記載のとおりの内容で締結しておりますのでご報告を申し上げます。

9番目のその他、来町者関係ですが、来町者では6月29日に食による観光まちづくり推進協議会の西森会長が来町され、来年で7回目となります新御当地グルメグラプリ北海道の大樹町での開催を要請をされております。

2日間で2万人以上の来場者が予定されるイベントでもあり、大樹町といたしましても開催に向けて前向きに検討してまいりたいと考えております。

また、会議等への出席につきましては後ほどお目通しをいただきたく、以上をもちまして行政報告を終わらせていただきます。

○議長

続いて、浅井教育長。

○浅井教育長

それでは、教育委員会関係の行政報告を申し上げます。

子ども農山漁村交流プロジェクトについてでございます。南十勝長期宿泊体験交流協議会による体験活動の受け入れとして、初めに修学旅行生の受け入れについては、大阪府の園芸高校の生徒37名が6月18日から6月19日にかけて12件の農家に滞在し搾乳や子牛のほ乳などの農山漁村生活を体験しております。

次に、日帰り体験活動については、6月20日土曜日に十勝管内の小学校28名、親子8名、計36名を受け入れ、旭浜のトーチカ見学などの体験活動を行っています。

以上で、教育委員会関係の行政報告を終わります。

○議長

次に、ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長

質疑なしと認め、以上で、行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第63号

○議 長

日程第5 議案第63号大樹町学童保育所条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、議案第63号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町学童保育所条例の一部を改正する条例をお願いするもので、先の定例第2回町議会のご一般質問のご答弁でも触れさせていただきましたが、学童保育所の土曜日の開所に向けて条例の規定を改正しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

それでは、議案第63号大樹町学童保育所条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

学童保育所につきましては、従来より月曜日から金曜日までの開設としてきておりましたが、9月から土曜日についても開設し、就労などの保護者のニーズに対応し、子育て支援の充実を図るため規定の改正をするものです。

これは、年度当初に学童保育を利用の保護者に土曜日の就労について聞いたところ、毎週ではありませんが20名程度の方が仕事があるとの回答を受けたため、担当している職員等と協議し、土曜日についても開設ができるように条例の改正をお願いするものであります。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

それでは、表に沿ってご説明いたします。

第4条第1号の休所日の規定中、土曜日を削除し、日曜日及び土曜日を日曜日に改正するものです。

附則ですが、本条例は、平成27年9月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤 徹君

土曜日の開設なのですけれども、十勝管内ではうちを含めて3町村が実施していないということで、隔週で1町村実施しているのですけれども、そういった面では子育て支援が一步前進しているのかなと思います。

ただ、中身についてちょっと二、三点お聞きしたいのは、今、説明の中にあった回収、その希望が20名いたというのですけれども、その中にグレーゾーンだとか、要支援を対象する児童、それとまた回収率、どのぐらいの回収率が20人の希望があったのかお聞きしたいのと、また実際行くと大体、日労保育人数はどのぐらい想定しているのか、それと今、条例の中出てきませんでしたが土曜保育の保育時間です。半日の4時間保育なのか1日の8時間、ましては11時間保育を想定しているのか聞きたいのと、それとなぜ、この9月の途中で実施するのか、通常であれば年度初めにやるのが今の体育施設を利用しますのですということを見ると、年度途中は大変危険なことだし、了解を得ているのかなという気がしております。

まず、その辺ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

まず、支援が必要な子についてですけれども、現在、7月1日現在で79名の通所児が来ております。そのうち、むうく等に通っている支援が必要な子については9名いらっしゃいます。そのうち、土曜日の利用希望者は5名となっております。

今回、この土曜日の利用希望調査をするに当たりましては、86名の方について調査をさせていただいております。そのうち、利用するという方が20名、利用しないという方が48名、未提出の方が18名ということになっております。

学童保育につきましては、平日と同じ朝8時から午後6時までということで対応をする予定としております。

議員おっしゃるとおり、本来であれば4月からということで開設し、利用者の方の便宜を図るべきというところもありましたが、実際の具体的なニーズ等は昨年、認定こども園等の関係で実施いたしました子育て支援会議でアンケート等で利用したいという方がいたという程度の人数しか押さえておりませんで、実際どの程度の就労をしているのかとか、そういった調査をしておりませんので、改めて調査をしてから、実際、その職員の配置も含め対応が可能かどうかということで9月になってしまったというところでございます。

土曜日の開所時間は平日と同じ朝8時から午後6時ということになっております。利用希望者は全体で約20名と言いましたけれども、毎週利用が大体8名、月3回希望が1名、月2回が5名、月1回が2名、不定期が3人ということになっております。

ですので、多くても14、5名程度でないかということで予想しております。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤 徹君

ということは、土曜日の保育は1日保育を実施するという事なのですが、1日保育を実施するということは、食事の関係をどうするのか、その辺を聞きたいのと、もう一つは年度途中ですから、今、保育所は半日保育なのですよね。学童を通っている兄弟で保育所に通っている子どもがいないといいのですが、兄弟で保育所をまたいだり、学童にいたりすると、片一方は午後から退室ですよ、でも学童は1日保育ですよとなれば、そういったことを考えると、そんなにメリットがあるのかなと。

通常であれば、先ほどお話ししたように9月でスタートするのであれば、まず半日でお互いに双方で保育所と学童と足並みそろえて来年の4月から1日保育に向けて、方向性というのが一番、保護者の公平性とか就労関係を考えると、一番便利ではないかなと思うのです。

もう一つは、保育所がありますので、保育所の現場とこの件についてちゃんと協議されたのかをお聞きしたいです。

それともう一つ、今、施設、先ほどお話ししましたように武道館を使用していますので、各スポーツ団体、連盟団体はほとんど5月には総会終わっているのです。その中で、利用計画や大会日程を組む中で、途中で土曜日でも学童で使いますよとなれば、その大会だとか、運営だとか、体連だとか、連盟だとか、支障を来さないのか、そういったことを教育委員会ときちんと協議されたのか、教育委員会は他の現場のスポーツ団体と協議をして周知徹底されたのかをお聞きしたいです。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

まず、食事についてですが、食事につきましてはお弁当を持ってきてもらうようお願いすることに予定しております。

夏休み、冬休み期間につきましては、基本的にお弁当を持ってきていただいておりますので、その取り扱いと同じにする予定でございます。

2点目の保育園との整合性ということについてですけれども、今年度、大樹福祉事業会の保育園が来年の4月の認定こども園に向けて取り組みをしているところでございます。そこで、町も一緒に入って協議をさせていただいております、そこで保護者の土曜日保育についても調査をしております。

その結果を聞いて法人、保育園とあわせて今後、その町立の保育園も含めて検討をしていきたいというふうに思っております。

今回、その土曜日実施するということになりまして、そのスポーツ団体等の協議についてですけれども、実際、土曜日使っているスポーツ団体等につきましては、協議は済んで

おります。また、議員おっしゃるように今年度の計画等も既に立っているという部分もあるかと思えます。

もし、土曜日使われるようなところがあれば、原則としては、そういった団体にまず優先して使っていただくということで、土曜日の学童保育につきましては人数が少ないということがございますので、例えば武道館を使うときは2階の和室のみを利用する、あるいは日中、天気がよければ外を使う等、そういった形で優先的にそういった方たちに使っていただければというふうに考えております。

また、行政区のほうにも連絡はさせていただいておりますが、行政区においても土曜日の利用があるときは、原則、行政区にももちろん学童間借りしているということもありますので、優先的に使用していただくということで1階のみを利用して、2階の和室等は行政区のほうで使っていただくということで調整をする予定としております。

今回、実施に当たりまして9月という途中だったものですから、教育委員会のほうとも協議をさせていただきまして、教育委員会のほうは昨年度の土曜日の利用状況等の調査もさせていただきました。原則、団体等については支障がないということで判断しておりますが、きょう条例が通りましたら教育委員会のほうから改めて団体のほうに連絡をしていただけるというような段取りになっております。

また、その大会等につきましては、先ほど申しましたとおりそういった形で使えるということで、教育委員会等も話しておりまして、あくまでも土曜日につきましては学童ではなくて、そういった利用団体、あるいは行政区に優先的に使ってもらおうというような形で進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤 徹君

これ、条例が通ってから教育委員会に連絡して、教育委員会が各団体に周知するのだというのですけれども、こういうことはあべこべ、反対ではないですか。条例する前にきちんと協議して、実質、スポーツ団体、競技者、この内容については多分、知らないと思います。連盟も。

そういった中で行うのは、ちょっとやり方の順番が間違っているのではないかなと思うのです。もし、それが6月の定例会で行政方針の中で多分、一般質問が出たので、その段階ですぐ各団体をお願いするなり、こういうことをやりたいのだということを連絡して、条例化に結びつけていくのはいいのですけれども、きょうの条例を認めていただいたら連絡するというのは、それは何か順番間違っていると思うのです。

それと、保育所の関係もやはりきちんとしていかないと、ただ、民間法人も今、検討段階ですから、確実にやるという保障はないのです。これ、もしやらないといたらどうなるのか、やはり先ほど条例では保育時間をうたっていませんので、それは何とかな

と思うのです。土曜保育はいいのです、これは社会情勢ですからぜひやっていただきたいのですけれども、やはりなぜこんな急いでやらなければならないのか、まずは周りの足並みそろえていくのが普通だと思うのですけれども、その辺は今後、きちんと検討して9月スタートしていただきたいと思います。

それと最後に要支援とか、グレーゾーンの関係なのですけれども、今、学童保育所でやっているのですけれども、このままずっと続けるのか、これについてはまた別な形の形式サービス事業を考えられているのか、それを最後お聞きしたいです。

以上です。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

議員のおっしゃるとおり、6月のその定例会終わった時点で各団体にということであるのが筋だったのかもしれませんが、調べていただいた段階で得に影響がなかったということもあって、とりあえず教育委員会のほうとの協議を先にさせていただいたということがあります。

今後、そういうことがないように十分、注意をさせていただきたいと思います。

また、保育所につきましても法人等もございますが、やるやらない等につきましても協議をしながら進めていきたいと思っております。

最後、その要支援の必要な子についての今後の取り組みについてですけれども、やはり支援が必要な子、あるいは不登校の子等も含めてどのような形でやっていくのかということ、あるいは養護学校等に通っていて夏冬、家に帰ってきた子どもたちの行き場をどうするのか等、課題があるかと思えます。

そういった子どもたちの居場所ということでは、障害児のデイサービスということで検討しなければいけないと思っております。

ただ、場所、それを支援する人、そこをどのような形で行ったらいいのかということも今後、やっていかなければいけないということと、学童は基本的に小学生ということで支援が必要な子は6年生までですが、中学生、高校生の子をどうするのかということもあわせて検討が必要となっております。

そういったことも含めて、来年度以降になるかちょっとわからないのですけれども、早目に対処できるような形での検討を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第63号大樹町学童保育所条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第64号

○議 長

日程第6 議案第64号平成27年度大樹町一般会計補正予算(第3号)についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、議案第64号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成27年度大樹町一般会計補正予算(第3号)をお願いするものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ421万6,000円の追加をお願いするものでございます。

内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第64号平成27年度大樹町一般会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ421万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を

それぞれ59億9,112万7,000円とするものでございます。

最初に、資料でご説明いたしますので、3ページをお開きください。

最初に総務費、賦課徴収費、町税還付金事業ですが、償還金利子及び割引料で350万円の増額、財源は全額一般財源でございます。

予定納税をいただいております法人町民税につきまして、法人の決済に伴いまして還付金の予算が不足することになるため、増額するものでございます。

次に、民生費、保育所費、学童保育所運営事業ですが、賃金49万3,000円の増額、財源は全額一般財源でございます。

先ほど、議案第63号で議決いただきました学童保育所条例の改正に伴いまして、土曜日の開所に当たり臨時指導員の賃金を増額するものでございます。

次に、土木費、住宅管理費、町営住宅維持管理費ですが、償還金利子及び割引料で1,000円の増額、財源は一般財源でございます。

これは、平成26年度中に公営住宅から退去された方に対する住宅使用料の還付金で、本人から現金での受領を申し受けていたため、26年度の歳入からの還付を予定してございましたが、5月末の出納閉鎖までにお越しいただけていなかったため、平成27年度の歳出から還付するため、所用の予算を措置したものでございます。

次に、教育費、社会教育総務費ですが、22万2,000円の増額です。内容といたしましては、学校支援地域本部事業制度への一部が改正されまして、学校、家庭、地域連携協力推進事業と土曜日の教育支援体制等構築事業等に分かれたことに伴いまして、規定の予算を含めそれぞれの事業として整理するものでございます。

最初に、学校支援地域本部事業、報酬から役務費まで19万6,000円の増で、財源内訳といたしまして特定財源、国、道支出金が12万9,000円、一般財源が6万7,000円のそれぞれ増額です。

学校支援地域本部事業で計上してございます地域教育協議会委員報酬のうちの会議1回分の報酬並びに事務経費につきまして、この後説明いたします土曜日の教育支援体制と構築事業に組み替えるとともに、小学生の放課後の学習支援を行うための支援員2名の報酬、延べ50時間分を追加してございます。

次に、土曜日の教育支援体制等構築事業で、報酬から役務費まで2万6,000円の増で、財源といたしまして特定財源、国、道支出金が1万6,000円、一般財源が1万円のそれぞれ増額でございます。

子どもたちの土曜日の教育支援体制の仕組みを検討するための地域教育協議会の会議に要する委員報酬並びに事務経費を学校支援地域本部事業から組みかえたものでございます。

以上、合計で421万6,000円の増額となり、財源内訳といたしまして特定財源、国、道支出金が14万5,000円、一般財源が407万1,000円のそれぞれ増額となるものでございます。

次に、第1表歳入歳出予算補正をご説明申し上げます。

最初に歳出をご説明申し上げますので、2ページをお開きください。

歳出。

2款総務費から10款教育費まで、歳出合計、補正前の額59億8,691万1,000円、補正額421万6,000円の増、計で59億9,112万7,000円。

続きまして、歳入をご説明いたしますので、1ページをお開きください。

歳入。

15款道支出金から19款繰越金まで、補正前の額59億8,691万1,000円、補正額421万6,000円の増、計で59億9,112万7,000円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第64号平成27年度大樹町一般会計補正予算(第3号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第65号

○議 長

日程第7 議案第65号旧尾田中学校改修工事及び外構工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、議案第65号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、旧尾田中学校改修工事及び外構工事請負契約の締結についての議決をお願いするものでございます。

本工事にかかる予算につきましては、既にお認めをいただいておりますので、去る7月8日、町内の3企業を指名し競争入札を執行いたしました。

その結果、1億3,910万4,000円で株式会社高橋工務店が落札いたしましたので、同社と契約を締結しようとするものでございます。

以下、朗読により、内容をご説明を申し上げます。

工事名、旧尾田中学校改修工事及び外構工事。

工事の施工場所、字尾田798番1の内。

契約方法、指名競争入札。

契約金額、1億3,910万4,000円。

契約の相手先、広尾郡大樹町松山町8番地26、株式会社高橋工務店、代表取締役高橋勝則。

参考といたしまして、改修施設の延床面積ですが、校舎が1,793.85平方メートル、体育館が848.15平方メートルで、このほかに駐車スペースの整備も行います。

また、工期は契約の翌日から平成27年12月10日までとしております。

次のページ以降に関連図面を、議案の下段には根拠となる条例を抜粋して掲載しておりますので、内容をご確認の上、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第65号旧尾田中学校改修工事及び外構工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第66号

○議 長

日程第8 議案第66号財産の取得についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、議案第66号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、財産の取得についての議決をお願いするものでございます。

本件にかかる予算につきましては、先の定例会でお認めをいただきましたので、去る7月8日、道内の2社を指名いたしまして競争入札を執行いたしました。

その結果、3,294万円で札幌市のアビックラボ株式会社が落札をいたしましたので、同社と契約を締結するものでございます。

以下、朗読により内容をご説明申し上げます。

財産の種類、名称及び数量ですが、種類は物品、名称は生涯学習センターコスモスホール舞台音響設備、数量は一式、取得金額は3,294万円、取得の方法は指名競争入札による物品売買契約、取得の相手方は札幌市豊平区平岸3条9丁目4番1号、アビックラボ株式会社代表取締役花田功。

参考といたしまして、納入期限は来年の2月5日としております。

なお、議案下段に根拠となる条例を抜粋して掲載いたしましたので、内容をご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

阿部良富君。

○阿部良富君

この音響設備はわかるのですけれども、その間は使用できないということになるのですか。そこら辺だけ確認したいと思います。

○議 長

角倉社会教育課長。

○角倉社会教育課長

ご説明申し上げます。現在、音響設備、生涯学習センターのコスモスホールオープン当初から使用しているものでございますが、それについては12月末ぐらいまで現状のままの設備を利用いたしまして、その段階で古い機械を搬出し、予定では2月5日ごろまで新しい機械に取り替える工事屋設置の予定と考えております。

ですから、その12月末から2月の初めまでの間はコスモスホールは使用できない形になります。

予定を予約を入れないようにしてございますので、そのように行う予定でございます。

○議 長

阿部良富君。

○阿部良富君

今の説明でわかりました。なるべく、ここを利用したい人もいっぱいいると思うので、こういう申し込みがありましたら早目に進めていただきたいと思います。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第66号財産の取得についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議 長

以上で、本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。
よって、平成27年第4回大樹町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時44分